

### 第 3 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 61 号議案	令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算（第 7 号）	1
第 62 号議案	敦賀市学校給食あり方検討委員会設置条例制定の件	1
第 63 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件	5
第 64 号議案	職員の退職手当に関する条例の一部改正の件	11
第 65 号議案	敦賀市立学校使用条例の一部改正の件	15
第 66 号議案	新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の件	17
第 67 号議案	損害賠償の額の決定及び和解の件	19
第 68 号議案	令和 3 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件	21
第 69 号議案	令和 3 年度市立敦賀病院事業利益剰余金処分の件	23
第 70 号議案	令和 3 年度市立敦賀病院事業決算認定の件	25
第 71 号議案	令和 3 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件	27
第 72 号議案	令和 3 年度敦賀市水道事業決算認定の件	29

議案番号	事 案 名	頁
第 73 号議案	令和3年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件	31
第 74 号議案	令和3年度敦賀市下水道事業決算認定の件	33
報告第 15 号	専決処分事項の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計補正予算(第4号))	35
報告第 16 号	専決処分事項の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計補正予算(第5号))	49
報告第 17 号	専決処分事項の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計補正予算(第6号))	63
報告第 18 号	専決処分事項の報告の件 (市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起)	83
報告第 19 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市知育・啓発施設用書籍売買契約の変更)	87
報告第 20 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	91
報告第 21 号	継続費精算報告の件 (令和3年度敦賀市一般会計)	95
報告第 22 号	健全化判断比率の報告の件	99
報告第 23 号	資金不足比率の報告の件	101

議案番号	事 案 名	頁
報告第 24 号	公立大学法人敦賀市立看護大学の令和3年度業務実績に関する評価結果の報告の件	103



第 6 2 号 議 案

敦賀市学校給食あり方検討委員会設置条例制定の件

敦賀市学校給食あり方検討委員会設置条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市学校給食あり方検討委員会設置条例

(設置目的)

第1条 学校給食のあり方について、客観的かつ専門的見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、敦賀市学校給食あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 学校給食の運営に関する事項
- (2) 学校給食費に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長

が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が非公開が相当であると認める場合には、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

敦賀市立小中学校適正配置等審議会委員	日額	7,500
--------------------	----	-------

」

を

「

敦賀市立小中学校適正配置等審議会委員	日額	7, 500
学校給食あり方検討委員会委員	日額	7, 500

」

に改める。

別表第2中

「

児童生徒の死亡事案に関する調査委員会委員
----------------------

」

を

「

児童生徒の死亡事案に関する調査委員会委員
学校給食あり方検討委員会委員

」

に改める。

#### 提案理由

学校給食のあり方について、客観的かつ専門的見地から検討を行うため、教育委員会の附属機関として、敦賀市学校給食あり方検討委員会を設置したいので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この案を提出する。

第 63 号 議 案

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第

7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号

として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
- 第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤職員の育児休業に係る取得の柔軟化等を行いたいので、この案を提出する。



第 6 4 号 議 案

職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「職員について定められている」を「、職員について定められている」に、「勤務を要しない」を「、勤務を要しない」に改め、「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（敦賀市の休日を定める条例（平成元年敦賀市条例第25号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、「、引き続いて」を「引き続いて」に、「この超える」を「その超える」に、「職員とみなして」を「、職員とみなして、」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年敦賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、同項に」を「同項に」に、「当分の間」を「、当分の間、」に、「みなして新条例」を「みなして、同条例」に、「その者に対する新条例第3条」を「、その者に対する同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「同条中」を「、同条中」に、「6月」を「、6月」に改める。

## 提案理由

非常勤職員の退職手当に係る支給要件の緩和等を行いたいので、この案を提出する。



第 65 号 議 案

敦賀市立学校使用条例の一部改正の件

敦賀市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市立学校使用条例の一部を改正する条例

敦賀市立学校使用条例（昭和53年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

角鹿小（中）学校	2,000	4,000	250	
----------	-------	-------	-----	--

」

を

「

角鹿小（中）学校	2,000	4,000	250	
（サブアリーナ）	（1,000）	（2,000）		

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

提案理由

敦賀市立角鹿小中学校のサブアリーナ開設に伴い、学校の使用に係る対象施設を追加したいので、この案を提出する。

## 第 66 号 議 案

新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の件

新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

- 1 契約の目的 新清掃センター整備・運営事業建設工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 13, 191, 805, 000 円
- 4 契約の相手方 エスエヌ環境・日立造船・飛島特定建設工事共同企業  
体

代表者 大阪市此花区西九条5丁目3番28号

エスエヌ環境テクノロジー株式会社

代表取締役 辻 勝 久

構成員 名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号

日立造船株式会社 中部支社

支社長 西 川 佳 成

構成員 福井市宝永4丁目9番13号

飛島建設株式会社 北陸支店

支店長 直 井 義 政

### 提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

## 第 67 号 議 案

### 損害賠償の額の決定及び和解の件

水道管漏水事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり行う。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

- |          |   |
|----------|---|
| 1 相手方    | 福井県敦賀市在住 個人   |
| 2 損害賠償の額 | 金 2, 8 6 0, 0 0 0 円   |
| 3 事故の態様  | 令和 3 年 1 1 月 1 2 日に、市道清水松陵線の歩道に埋設された水道管から漏水し、漏れ出た水が相手方住居の床下から溢れ出たものである。                         |
| 4 和解の内容  | 本件については、市の支払う損害賠償の額を前記 2 のとおりとし、市と相手方との間において、本件和解金の受領をもって一切解決したものとし、本件和解条項以外何らの債権債務が存在しないこととする。 |

#### 提案理由

水道管漏水事故について、損害賠償の額の決定及び和解を行いたいので、敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定に基づき、この案を提出する。

第 68 号 議 案

令和 3 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度敦賀市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信



第 69 号 議 案

令和 3 年度市立敦賀病院事業利益剰余金処分の件

令和 3 年度市立敦賀病院事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度市立敦賀病院事業利益剰余金処分計算書

		(単位 円)
1	当年度未処分利益剰余金	1,220,939,194
2	利益剰余金処分量	
(1)	減債積立金	700,000,000
(2)	建設改良積立金	<u>300,000,000</u>
		<u>1,000,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>220,939,194</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 70 号 議 案

令和 3 年度市立敦賀病院事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度市立敦賀病院事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信



第 71 号 議 案

令和 3 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件

令和 3 年度敦賀市水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和3年度敦賀市水道事業利益剰余金処分計算書

		(単位 円)
1	当年度未処分利益剰余金	314,332,857
2	利益剰余金処分類	
(1)	減債積立金	10,000,000
(2)	建設改良積立金	240,000,000
(3)	資本金	<u>60,000,000</u>
		<u>310,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>4,332,857</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 72 号 議 案

令和 3 年度敦賀市水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度敦賀市水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信



第 73 号 議 案

令和 3 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件

令和 3 年度敦賀市下水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

## 令和3年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分計算書

			(単位 円)
1	当年度未処分利益剰余金		407,293,179
2	利益剰余金処分量		
	(1) 減債積立金	260,000,000	
	(2) 資本金	<u>140,000,000</u>	<u>400,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>7,293,179</u>

### 提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 74 号 議 案

令和 3 年度敦賀市下水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度敦賀市下水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信



報告第15号

専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専 決 第 9 号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 2 2 日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 令和4年度敦賀市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度敦賀市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,752,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
57 繰越金		135,927	526	136,453
	5 繰越金	135,927	526	136,453
60 諸収入		1,712,148	4,616	1,716,764
	25 雑 入	1,170,303	4,616	1,174,919
歳 入 合 計		38,747,092	5,142	38,752,234

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 民生費		11,061,927	5,142	11,067,069
	10 児童福祉費	4,946,162	5,142	4,951,304
歳 出 合 計		38,747,092	5,142	38,752,234



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
9 民生費	11,061,927	5,142	11,067,069
歳出合計	38,747,092	5,142	38,752,234



2 歳 入

(款) 57 繰越金  
(項) 5 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
57		繰越金	135,927	526	136,453
	5	繰越金	135,927	526	136,453
		3	繰越金	135,927	526
60		諸収入	1,712,148	4,616	1,716,764
	25	雑入	1,170,303	4,616	1,174,919
		6	弁償金	0	4,616

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	526	1 繰越金
5 弁償金	4,616	1 損害賠償金等求償金

3 歳 出

(款) 9 民生費  
(項) 10 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		民生費	11,061,927	5,142	11,067,069	4,616	526
	10	児童福祉費	4,946,162	5,142	4,951,304	4,616	526
		3 児童福祉総務費	1,259,310	5,142	1,264,452	諸収入 4,616	526

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	426	1 国家賠償請求訴訟関係経費 委託料	5,142 (426)
21 補償補填及 び賠償金	4,716	補償補填及び賠償金	(4,716)



報告第16号

専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専 決 第 1 2 号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月28日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 令和4年度敦賀市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度敦賀市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,755,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
57 繰越金		136,453	3,000	139,453
	5 繰越金	136,453	3,000	139,453
歳入	合計	38,752,234	3,000	38,755,234

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 教育費		3,729,494	3,000	3,732,494
	30 保健体育費	455,223	3,000	458,223
歳 出 合 計		38,752,234	3,000	38,755,234



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
30 教育費	3,729,494	3,000	3,732,494
歳出合計	38,752,234	3,000	38,755,234



2 歳 入

(款) 57 繰越金  
(項) 5 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
57		繰越金	136,453	3,000	139,453
	5	繰越金	136,453	3,000	139,453
		3 繰越金	136,453	3,000	139,453

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	3,000	1 繰越金

### 3 歳 出

(款) 30 教育費  
(項) 30 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
30		教育費	3,729,494	3,000	3,732,494		3,000
	30	保健体育費	455,223	3,000	458,223		3,000
		6 体育振興費	38,942	3,000	41,942		3,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	3,000	1 全国高等学校野球選手権大会出場激励費 報償費	3,000 (3,000)



## 報告第17号

### 専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専 決 第 1 3 号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月19日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 令和4年度敦賀市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度敦賀市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ259,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,015,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金		6,103,094	46,666	6,149,760
	10 国庫補助金	3,713,460	46,666	3,760,126
45 県支出金		3,271,650	34,700	3,306,350
	10 県補助金	1,121,457	34,700	1,156,157
57 繰越金		139,453	28,246	167,699
	5 繰越金	139,453	28,246	167,699
63 市債		2,868,500	150,200	3,018,700
	5 市債	2,868,500	150,200	3,018,700
歳入合計		38,755,234	259,812	39,015,046

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
33 災害復旧費		4,000	259,812	263,812
	5 農林水産施設災害 復旧費	2,000	139,500	141,500
	10 公共土木施設災害 復旧費	2,000	120,312	122,312
歳 出	合 計	38,755,234	259,812	39,015,046

第 2 表

地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業用施設 災害復旧 事業	千円  14,900	証書借入又は 証券発行  ( 政府資金 ) ( その他 )	4.0 % 以内  (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及びそ の他の資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	10 年以内 (うち据 置 2 年以内) の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
林業施設 災害復旧 事業	61,800	同 上	同 上	同 上
道路災害 復旧事業	47,900	同 上	同 上	同 上
河川災害 復旧事業	25,600	同 上	同 上	同 上



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金	6,103,094	46,666	6,149,760
45 県支出金	3,271,650	34,700	3,306,350
57 繰越金	139,453	28,246	167,699
63 市債	2,868,500	150,200	3,018,700
歳入合計	38,755,234	259,812	39,015,046

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
33 災害復旧費	4,000	259,812	263,812
歳出合計	38,755,234	259,812	39,015,046



2 歳 入

(款) 42 国庫支出金  
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
42		国庫支出金	6,103,094	46,666	6,149,760
	10	国庫補助金	3,713,460	46,666	3,760,126
		30	災害復旧費国庫補助金	0	46,666
45		県支出金	3,271,650	34,700	3,306,350
	10	県補助金	1,121,457	34,700	1,156,157
		27	災害復旧費県補助金	0	34,700
57		繰越金	139,453	28,246	167,699
	5	繰越金	139,453	28,246	167,699
		3	繰越金	139,453	28,246
63		市 債	2,868,500	150,200	3,018,700
	5	市 債	2,868,500	150,200	3,018,700
		23	災害復旧債	0	150,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 公共土木施設災害復旧費補助金	46,666	1 道路災害復旧事業費補助金 2 河川災害復旧事業費補助金	33,333 13,333
5 農林水産施設災害復旧費補助金	34,700	1 林業施設災害復旧事業費補助金	
5 繰越金	28,246	1 繰越金	
10 農林水産施設災害復旧債	76,700	1 農業用施設災害復旧事業債 2 林業施設災害復旧事業債	14,900 61,800
20 公共土木施設災害復旧債	73,500	1 道路災害復旧事業債 2 河川災害復旧事業債	47,900 25,600

### 3 歳 出

(款) 33 災害復旧費  
(項) 5 農林水産施設災害復旧費

33	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	災害復旧費	4,000	259,812	263,812	231,566	28,246
5	農林水産施設災害復旧費	2,000	139,500	141,500	111,400	28,100
3	農業用施設災害復旧費	1,000	23,000	24,000	市債 14,900	8,100
9	林業施設災害復旧費	1,000	116,500	117,500	県支出金 34,700 市債 61,800	20,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	23,000	1 農業用施設災害復旧事業費 工事請負費	23,000 (23,000)
12 委託料	69,400	1 林業施設災害復旧事業費 委託料	116,500 (69,400)
14 工事請負費	47,100	工事請負費	(47,100)

(款) 33 災害復旧費  
 (項) 10 公共土木施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		公共土木施設災害復旧費	2,000	120,312	122,312	120,166	146
	3	道路橋りょう災害復旧費	1,000	81,312	82,312	国庫支出金 33,333 市債 47,900	79
	6	河川災害復旧費	1,000	39,000	40,000	国庫支出金 13,333 市債 25,600	67

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	6,512	1 道路災害復旧事業費	81,312
		委託料	(6,512)
14 工事請負費	74,800	工事請負費	(74,800)
12 委 託 料	3,500	1 河川災害復旧事業費	39,000
		委託料	(3,500)
14 工事請負費	35,500	工事請負費	(35,500)

地方債の前前年度末及び前年度末にお  
当該年度末における現在高の見込

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
2 災害復旧債	27,141	20,656		150,200	150,200
(1) 土 木	9,078	6,923		73,500	73,500
(2) 農 林 水 産	18,063	13,733		76,700	76,700
合 計	27,563,725	28,161,391	2,868,500	150,200	3,018,700

ける現在高並びに  
みに関する調書

(単位 千円)

込 み	当該年度末現在高見込額		
	当該年度中 元金償還 見込額	補正前の額	補正額
6,502	14,154	150,200	164,354
2,160	4,763	73,500	78,263
4,342	9,391	76,700	86,091
2,084,812	28,945,079	150,200	29,095,279



## 報告第18号

### 専決処分事項の報告の件

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵上隆信



## 専決第10号

### 市長専決処分の件

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月25日 専決

敦賀市長 渕上 隆 信

#### 1 事件名

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求事件

#### 2 訴えの相手方

(1) 相手方 福井県敦賀市在住 個人

団地名 市営開団地

(2) 相手方 福井県敦賀市在住 個人

団地名 市営東洋団地

#### 3 訴えの趣旨

前記2の住宅の明渡請求及び滞納使用料等の支払請求

#### 4 その他

本件については、必要に応じて上訴し、和解し、その他必要な措置を行うものとする。



報告第19号

専決処分事項の報告の件

敦賀市知育・啓発施設用書籍売買契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信



専決第11号

市長専決処分の件

敦賀市知育・啓発施設用書籍売買契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月27日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

- 1 契約の目的 敦賀市知育・啓発施設用書籍の購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の内容
  - (1) 数量
    - 変更前 31,008冊
    - 変更後 30,021冊
  - (2) 契約の金額
    - 変更前 金61,057,700円
    - 変更後 金58,399,832円
- 4 契約の相手方 丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体
  - 代表者 東京都港区海岸一丁目9番18号
  - 丸善雄松堂株式会社
  - 代表取締役社長 矢野正也

構成員 東京都世田谷区赤堤二丁目15番3号

株式会社編集工学研究所

代表取締役社長 安藤 昭子

5 変更理由 購入数量等の変更による減額

## 報告第20号

### 専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信



## 専決第14号

### 市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月24日 専決

敦賀市長 渕上 隆 信

#### 1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

#### 2 損害賠償の額

金109,197円

#### 3 事故の態様

令和4年7月26日午前11時30分ごろ、敦賀市北公民館駐車場において、市職員の運転する公用車が後退した際、その後方に駐車していた相手方車両に接触した事故である。

#### 4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。



報告第21号

継続費精算報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和3年度敦賀市一般会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度敦賀市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
24	10	市道西浦2号線 整 備 事 業	2	45,630,000			45,630,000	
			3	823,370,000			823,370,000	
			計	869,000,000			869,000,000	

一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の差	左の財源内訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
45,630,000			45,630,000		0			0	
823,370,000			823,370,000		0			0	
869,000,000			869,000,000		0			0	



報告第22号

健全化判断比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率について、別冊の  
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度健全化判断比率

(単位 %) )

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.63)	— (17.63)	5.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを意味する。
- 2 将来負担比率における「—」は、将来負担比率が算定されないことを意味する。
- 3 括弧内は敦賀市における早期健全化基準を記載している。

報告第23号

資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第22条第1項の規定により、令和3年度資金不足比率について、別冊の  
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和3年度資金不足比率

(単位 %) )

特別会計の名称	資金不足比率
港湾施設事業特別会計	—
産業団地整備事業特別会計	—
市立敦賀病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考 「—」は資金不足額がないことを意味する。

報告第24号

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和3年度業務実績に関する  
評価結果の報告の件

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和3年度業務実績に関する評価結果について、敦賀市公立大学法人評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和4年9月5日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信